

Kumenan Press



久米南町立久米南中学校 校長室便り

No.3 2019.4.19

いじめ問題への対応

いじめの定義

嫌なことを言われる

嫌なことをされる

嫌なことをさせられる

物を隠される

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項より）

遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする

物を壊される

ネット上で誹謗中傷される

「いじめ」は、平成25年度に制定された「いじめ防止対策推進法」によって、上記のように定義されています。かつての定義に含まれていた「一方的に」「継続的に」「深刻な」等の表現は削除されたことから、なんらかの「心身の苦痛」を感じている生徒がいる場合には、「いじめがある」というとらえ方をするようになりました。

本校においても、「いじめ」はどの生徒にも起こりうる問題であるととらえ、「いじめ」を積極的に認知し、早期対応ができるような校内体制をとっています。したがって、「いじめがある」とご報告する場合があれば、その時点で「いじめを認知」し、学校が組織として「解消に向けて取り組んでいる」ということであるとご理解ください。

「いじめ」の早期発見や解消に向けては、保護者・地域の皆様との連携が不可欠であると考えております。「何だかおかしいな?」「いじめかな?」など、生徒の様子で気になることがありましたら、遠慮なく学校にご相談ください。



本校の「いじめ防止基本方針」をホームページに掲載しております。ご確認ください。